

2018年9月14日

## 「適格消費者団体及び特定適格消費者団体の適正な業務運営を確保するための内閣府令（案）及びガイドライン（案）」に関する意見

東京都生活協同組合連合会  
会長理事 竹内 誠

### 1. 適格消費者団体・特定適格消費者団体への現行の消費者契約法及びガイドラインで定めている以上の改訂は不要であり、強く反対します。

適格消費者団体・特定適格消費者団体は、消費者団体訴訟制度や集団的消費者被害回復訴訟制度など、消費者を消費者被害から守る制度の担い手として制度発足以降、差し止め請求や事業者への申し入れ、事業者・消費者への啓発など様々な活動をすすめ、消費者被害を防ぐ役割を果たしてきています。

適格消費者団体・特定適格消費者団体の運営等については、現行の内閣府令及びガイドライン等で規定されており、現状の運営で特段の問題は発生しておりません。

今回の「消費者契約法施行規則の一部を改正する内閣府令案」では、新たに「事業者からの労務の提供を受けている場合には、当該事業所の名称及び当該事業者からの労務の提供の総額を追加することとする。」とされ、「適格消費者団体の認定、監督等に関するガイドラインの改定案」では、「2. 適格消費者団体の認定（3）体制及び業務規程」で「・・・適格消費者団体は過度に特定の事業者に依存することがないように留意する必要がある。」とし、「・・・例えば、事業者（・・・）が事業活動のために用いている施設内に事務所が設けられているなど、その外観、構造その他の事務所の置かれた状況からして事業者と混同されるものであってはならないこととする。」とされています。また、「5. 監督（4）不利益処分等 イ適合命令及び改善命令 ア適合命令」においては、特定商取引法にもとづく指示・業務停止命令、景品表示法に基づく措置命令及び食品表示法に基づく指示等、刑事罰にまで至っていない行為（無過失の場合も含む）について、適合命令において当該役員の解任を命ずることも想定しています。

これら今回の「内閣府令案」、「ガイドライン改定案」で示されている適格消費者団体と事業者のかかわりに関する新たな規制は、これまでの全国の適格消費者団体の設立や運営の取り組みの状況から、「特定の事業者」として生活協同組合を想起しているかのように見受けられます。

生活協同組合は、様々な事業活動を行っていますが、消費生活協同組合法に規定された「国民生活の安定と生活文化の向上を期すること」が目的であり、その対象は消費者である組合員です。生協はかねてより、消費者市民社会の実現に向けて、消費者教育や消費者

被害の防止に向けた啓発、消費者問題への取り組みなど積極的に行ってきました。それは、消費者の権利の確立をめざす消費者の組織としての生協の本来的な姿です。

適格消費者団体の設立の取り組みも、増加する消費者被害に対して、生協組合員や社会の要請に応じて生協の社会的使命として積極的にかかわってきました。そもそも今日に至るまで適格消費者団体の設立や運営に関して、生活協同組合をはじめ、特定の団体が自らを利するような具体的な問題があったのでしょうか。

従来の法規制のもとで何ら適格消費者団体の運営をめぐる問題が生じていない中で、こうした現行の法規制を更に強化するような改訂に必要性は全く見いだせません。今回の改訂は不要であり、強く反対します。

## 2. 適格消費者団体の設立・運営の実情をふまえ、財政支援の拡充を求めます。

適格消費者団体の設立や運営については決して少なくない費用を要し、その費用は関係者が持ち寄り、また無償の努力で賄われてきたのが実態です。本来であれば消費者被害の防止という行政が担うべき役割を果たす公益的な活動を行っている適格消費者団体・特定適格消費者団体への継続的な財政支援の拡充こそが必要です。

また、消費者団体訴訟制度に関しても国による財政支援も手当てされておらず、適格消費者団体は公益的な活動を行っているにもかかわらず関係者のボランティアに依拠した活動をしているのが現状です。そうした中でこのような規定が設けられ、適格消費者団体が既存の事務所改修や新規の事務所探しなどの追加的な業務や費用を担わされるようなことになるのであれば、本来の目的とした活動の制約となり活動自体が立ち行かなくなる可能性があります。本当に消費者団体訴訟制度の目的を達成させるのであれば、被害防止という本来行政が担うべき役割を果たす公的活動を行っている適格消費者団体及び特定適格消費者団体に対して、設立や認定に向けた活動にかかわる費用はもとより、日常活動を支える継続的な支援がなされるべきであり、財政支援の拡充を強く求めます。

以上